旧服部家住宅 主屋 納東西大宝長屋 米米屋 屋蔵蔵蔵門	七棟	主体部、西離れ及び裏離れからなる 主体部　木造、建築面積三二〇・三七平方メートル、二階建、桟瓦葺、井戸屋形附属、金属板葺 西離れ　木造、建築面積七二・六五平方メートル、二階建、桟瓦葺 裏離れ　木造、建築面積九二・五三平方メートル、平屋建、桟瓦葺 木造、建築面積一三五・二七平方メートル、平屋建、桟瓦葺 土蔵造、建築面積五七・三六平方メートル、平屋建、桟瓦葺 土蔵造、建築面積一三五・四六平方メートル、二階建、本瓦葺 土蔵造、建築面積一四三・七七平方メートル、二階建、桟瓦葺 土蔵造、建築面積一四三・七七平方メートル、二階建、桟瓦葺 木造、建築面積一六四・〇三平方メートル、二階建、桟瓦葺 附・塀　三棟 長屋門西方　延長二二・五メートル、桟瓦葺、門一所附属 敷地西辺　延長二五・八メートル、瓦葺 納屋東方　折曲り延長六二・二メートル、桟瓦葺、潜門一所附属 ・邸宅建築費控帳　一冊 宅地　二、六五一・六二平方メートル 二四四八番 右地域内の塀、石積、石橋、石敷、水路、井戸を含む	信農株式会社	岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓二四八番地	岡山県瀬戸内市牛窓町牛窓二四八番地

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第３０６号

北海道亀田郡七飯町本町２丁目11番４号
債務者　木口　伸一

1　決定年月日時　令和８年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　荒木　知恵
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
函館地方裁判所

令和８年（フ）第７２９号

仙台市宮城野区原町５丁目12番14号　ＭＡＩＬＥ原町105、従前の住所仙台市宮城野区原町４丁目１番41号　アスコット原町４丁目203
債務者　長山　忠裕

1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　赤石　圭裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午後２時20分
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第７６１号

宮城県黒川郡大和町吉岡字天皇寺79番地
債務者　岩渕　哲郎

1　決定年月日時　令和８年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮腰　英洋
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月10日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１８５号

群馬県前橋市富士見町原之郷776番地３　ファミリー前橋
債務者　井上　晴夫

1　決定年月日時　令和８年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　林　浩平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３５１号

新潟市南区大通西982番地13
債務者　長谷川　恵

1　決定年月日時　令和８年８月24日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　柴澤　恵子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月27日午後３時10分
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２８１３号

大阪市西区西本町２丁目１番７―603号
債務者　渡邊　久義

1　決定年月日時　令和８年８月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹尾　一敏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年10月26日午後２時40分
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４９１号

岡山市南区郡914番地41
債務者　神船　　博

1　決定年月日時　令和８年８月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平松　孝之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第５６３号

宮城県名取市美田園２丁目１番地の２　506号、従前の住所仙台市太白区八木山本町１丁目25番地の21
債務者　吉田陽一郎（旧姓築茂）

1　決定年月日時　令和８年８月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮　　悠理
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月17日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係